青少年インターネット環境の整備等に関する検討会
第61回会合
インターネットの利用を巡る青少年の保護の在り方
に関するワーキンググループ第１回会合
合同開催

ワーキンググループ　第１回会合　議事要旨

こども家庭庁成育局安全対策課

青少年インターネット環境の整備等に関する検討会　第61回会合
インターネットの利用を巡る青少年の保護の在り方に関するワーキンググループ
第１回会合　合同会議

日時：令和６年11月25日（月）10時00分～
場所：Web会議による開催（ハイブリッド開催）

青少年インターネット環境の整備等に関する検討会　第61回会合

議題１　「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会の開催について」の改正について
議題２　「インターネットの利用を巡る青少年の保護の在り方に関するワーキンググループ」の設置について

インターネットの利用を巡る青少年の保護の在り方に関するワーキンググループ　第１回会合（非公開）

議題３　座長の選出
議題４　ワーキンググループの今後の進め方と次回に向けた作業依頼について
議題５　今後のワーキンググループに関する自由討論
議題６　その他

出席者
【委員】木村座長、上沼委員（WG座長代理兼任）、尾上委員、北林委員、佐川委員、執行委員、曽我部委員（WG座長兼任）、竹内委員（WG兼任）、中川座長代理、松下委員、櫻井委員（WG）、中井委員（WG）
【こども家庭庁・事務局】藤原局長、竹林審議官、近藤課長、小澤調整官
【関係省庁】公正取引委員会事務総局経済取引局総務課デジタル市場企画調査室長、警察庁生活安全局人身安全・少年課長、警察庁サイバー警察局サイバー企画課サイバー事案防止対策室長、消費者庁消費者政策課課長補佐、総務省情報流通行政局情報流通振興課長、法務省大臣官房秘書課政策立案・情報管理室補佐官、法務省刑事局刑事課局付、法務省人権擁護局参事官、文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長、経済産業省商務情報政策局情報経済課情報政策企画調整官

インターネットの利用を巡る青少年の保護の在り方に関するワーキンググループ　第 1 回会合（非公開）

○事務局　お待たせをいたしました。

第１回「インターネットの利用を巡る青少年の保護の在り方に関するワーキンググループ」を開催いたします。

後ほど、座長の選出を行いますが、それまでの間、慣例により、こども家庭庁成育局安全対策課長の近藤が進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、先ほど第 61 回検討会におきまして、本ワーキンググループが設置されたことを改めて御報告いたします。

設置に至った経緯等につきましては、先の検討会において説明させていただいたとおりでございますけれども、後ほど、議題４において改めて触れさせていただく予定でございます。

また、本日の第１回ワーキンググループは、飯塚委員が御欠席でございます。

なお、本日のワーキンググループには、検討会の委員の皆様にも御参加いただいているということを、改めてお伝えをいたします。

ここで、各委員から御挨拶をいただきたいと思います。

後ほど議題５において、改めて皆様の御発言の機会を設けておりますので、お一言でお願いできれば幸いでございます。

まずは、検討会の構成員を兼ねている委員の方から、五十音順にお願いしたいと思います。

まず、上沼委員、お願いいたします。

○上沼委員　弁護士及び一般社団法人安心ネットづくり促進協議会理事の上沼です。よろしくお願いします。

○事務局　ありがとうございます。

続きまして、曽我部委員、お願いいたします。

○曽我部委員　京都大学の曽我部と申します。専門は憲法でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局　ありがとうございます。

続きまして、竹内委員、お願いいたします。

○竹内委員　兵庫県立大学の竹内と申します。長くこどもとネット問題について研究実践しております。ここでもよろしくお願いいたします。

○事務局　ありがとうございます。

続きまして、櫻井委員、お願いいたします。

○櫻井委員　追手門学院大学の櫻井と申します。これまで、トラウマ臨床とトラウマ研究と犯罪被害者の心理鑑定に携わってきております。よろしくお願いいたします。

○事務局　ありがとうございます。

続きまして、中井委員、お願いいたします。
○中井委員　日本ユニセフ協会の中井と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
○事務局　次に、省庁の委員からお願いをしたいと思います。
まずは、公正取引委員会事務総局経済取引局総務課デジタル市場企画調査室長、お願いいたします。
○公正取引委員会　公正取引委員会デジタル市場企画調査室長の稲葉と申します。よろしくお願いいたします。
○事務局　ありがとうございます。
続きまして、警察庁生活安全局人身安全・少年課長、お願いいたします。
○警察庁生活安全局　警察庁の生活安全局の人身安全・少年課長を拝命しております重成と申します。よろしくお願いします。
○事務局　ありがとうございます。
続きまして、警察庁サイバー警察局サイバー企画課長、お願いいたします。
○警察庁サイバー警察局　警察庁サイバー警察局サイバー企画課サイバー事案防止対策室長の根木といいます。本日、構成員の課長が所用により欠席となりましたので、代理で出席させていただいています。よろしくお願いします。
○事務局　ありがとうございます。
続きまして、消費者庁消費者政策課長、お願いいたします。
○消費者庁　消費者庁消費者政策課の課長補佐をしております、坂下と申します。本日は課長の鮎澤が所用により欠席となりましたので、代理で出席させていただいております。よろしくお願いいたします。
○事務局　ありがとうございます。
続きまして、総務省情報流通行政局情報流通振興課長、お願いいたします。
○総務省　総務省情報流通振興課長の大澤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
○事務局　ありがとうございます。
続きまして、法務省刑事局刑事課長、お願いいたします。
○法務省刑事局　法務省刑事局刑事課の局付の宮本と申します。本日、課長の大塚が不在ですので代理出席しております。よろしくお願いします。
○事務局　ありがとうございます。
続きまして、法務省人権擁護局参事官、お願いいたします。
○法務省人権擁護局　法務省人権擁護局参事官の川副と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
○事務局　ありがとうございます。
続きまして、文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長、お願いいたします。

○文部科学省　文部科学省男女共同参画共生社会学習・安全課長の中園と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
○事務局　続きまして、経済産業省商務情報政策局情報経済課長、お願いいたします。
○経済産業省　経済産業省の情報経済課でございます。本日、課長の守谷が所用により欠席となりましたので、代理で船越が参加させていただいております。よろしくお願いいたします。
○事務局　ありがとうございました。
　なお、本日御欠席の飯塚委員につきまして、事務局から簡単に御紹介をさせていただきます。
　飯塚委員は、現在大学生で、高校生 ICT Conference、これは高校生が ICT の活用等について議論をするというイベントがございますけれども、こちらの代表として、過去に本ワーキンググループの親会であります検討会において御発表をいただいたことがございます。また、昨年度、それから、今年度の高校生 ICT Conference におきましては、ファシリテーターとして御活躍をされているところでございます。
　簡単でございますが、御紹介です。
　それでは、最後に事務局から御挨拶を申し上げます。成育局長、お願いいたします。
○藤原成育局長　成育局長の藤原でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。
○竹林審議官　担当審議官の竹林でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
○小澤調整官　調整官の小澤でございます。よろしくお願いいたします。
○事務局　そして、改めまして、こども家庭庁成育局安全対策課長の近藤でございます。皆様方にはいろいろとお世話になりますが、どうぞよろしくお願いいたします。
　それでは、議題３に進みまして、本ワーキンググループの座長の選出を行いたいと思います。
　本ワーキンググループの座長候補といたしまして、親会である「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会」の座長を務めておられます木村委員に、曽我部委員を御推薦いただいております。曽我部委員は、検討会の委員も務めておられます。
　ワーキンググループ構成員の皆様、いかがでしょうか。もし御意見等ございましたら、挙手をお願いできればと思います。
　なお、本日御欠席の飯塚委員には、事前に御承認をいただいていることを申し添えます。
　いかがでしょうか。
○事務局　異議なしということで、ただいまをもちまして曽我部座長が選出をされました。どうぞよろしくお願いいたします。
　これより先は、座長である曽我部委員に進行をお願いしたいと思います。
　曽我部座長、よろしくお願いいたします。
○曽我部座長　どうもありがとうございます。
　ただいま、座長を仰せつかりました、京都大学の曽我部と申します。

こういうものも不慣れでございますので、皆様方のお力添えをいただきながら、有意義な議論となりますよう努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議題に入ります前に、親会、「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会」にならいまして、本ワーキンググループの座長代理を提案いたしたいと思います。また、座長代理には上沼委員を指名させていただきたいと思いますが、皆様よろしいでしょうか。

○曽我部座長　ありがとうございます。

御異議がないようですので、上沼委員、よろしくお願い申し上げたいと思います。

それから、先ほどもありましたけれども、本日のワーキンググループには検討会、親会の委員の皆様にも御参加いただいておりますので、この点、改めて確認をさせていただきます。

では、議題に移りたいと思います。

議題４ということで、親会からの続きになっていますけれども、「ワーキンググループの今後の進め方と次回に向けた作業依頼について」、それから、議題５は「今後のワーキンググループに関する自由討論」ということで、２点です。

まず、議題４にまいりますけれども、こちらについては、事務局から御説明をいただきます。よろしくお願いいたします。

○事務局　事務局、近藤でございます。

お手元の資料３を御覧いただければと思います。

「インターネット利用を巡る青少年の保護の在り方に関する更なる検討について」と題する資料でございますけれども、こちらも二枚物になっております。最初に背景、それから、２枚目に今後の検討の進め方について記載をさせていただいております。

背景につきましては、皆様方に事前に御説明したとおりでございます。若干触れますと、現在、青少年インターネット環境整備法におきまして、フィルタリングの提供等、こういったものが現実にはなされているというところでございます。

また、２つ目の○でございますけれども、情報流通プラットフォーム対処法、これは今年５月に成立をしたものでございますけれども、誹謗中傷対策、こういった権利侵害条項への対応というのが法定化されたということでございます。

そして、３つ目でございますけれども、海外に目を転じてみますと、欧州あるいは米国などで様々な青少年保護の取組がなされているところでございますけれども、そういったものも注視しながら、また、スマホソフトウェア競争促進法とありますけれども、１枚目の下に参議院での附帯決議を載せておりますけれども、こういった附帯決議も踏まえまして、関係省庁とともに、また、有識者の皆様の御知見もいただきながら、課題の整理、更なる検討を進めていく必要があるということでございます。

２枚目にいっていただければと思うのですが、今後の検討の進め方でございますけれども、本日、第１回目のワーキンググループを開催させていただいております。来年、令和７年の春、５月頃までに検討を進めるべき課題、あるいは論点のとりまとめをできればと考えているところでございます。

ワーキンググループの中では、諸外国の取組事例を収集、各関係省庁における取組の把握、あるいは有識者の方々のヒアリングを行いたいと考えております。そういったものを経て、課題と論点を整理してまいるということでございます。

そして、本ワーキンググループで課題、論点のとりまとめをした後の話でございますけれども、これはスケジュール上、「以後、適宜」となっているところでございますが、課題や論点に応じまして、場合によっては他省庁の有識者会議、あるいは関係省庁会議、そういったところで検討を進めていければと、そのように考えているところでございます。

２枚目の下にスケジュール案とありますけれども、５回程度のワーキンググループの開催を考えているところでございます。本日、第１回目でございますが、第２回目は、年が明けて１月頃にできればと思っているところです。内容といたしましては、諸外国の取組事例の紹介、各関係省庁における取組方法、このようなものをできればと思っています。

それから、第３回、本ワーキンググループにおきましては、関係事業者、関係団体からのヒアリングを実施する。そして、第４回目のワーキンググループにおきましては、課題／論点のとりまとめ（案）の検討ができればと思っています。そして、第５回目のワーキンググループで、上記とりまとめ（案）の決定。このような形で考えているところでございます。

今後のワーキンググループの進行状況も見ながら、是非皆様とともに、課題・論点の整理を行っていきたいと思っているところでございます。よろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

○曽我部座長　どうもありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、御質問や御意見がおありの方は挙手をお願いいたします。オンラインで参加されている方は、挙手機能でお知らせいただければと存じます。いかがでしょうか。

特に御質問、御意見はないようですので、議題４につきましては、以上とさせていただきます。

続きまして、議題５にまいります。

先ほど、事務局から御説明がありましたとおり、本ワーキンググループではインターネット利用を巡る青少年の保護の在り方に関し、論点や課題を整理するというものですけれども、これに先立ちまして、青少年インターネット環境の整備等に関する検討会の委員を含めた皆様から、ワーキンググループに期待することや議論の俎上に載せるべきことなどを、御自由に御発言いただければと思います。

時間が限られておりますので、省庁以外の委員の方は、お一人３分程度、省庁からいらっしゃっている方は、お一方２分程度でそれぞれ御自由に御発言をいただければと思います。その後、時間が許す限り相互に討論するという形で進めてまいりたいと思います。

ということで、検討会、それから、ワーキンググループ、それぞれ五十音順で指名をさせていただきますので、順次お願いいたします。

まずは、上沼委員からお願いいたします。

○上沼委員　私が是非検討していただきたいと思うのは、OECD の 2021 年の勧告とリスク分類について、日本の現在の制度でどこが対応できていて、どこが対応できていないのかというのを、体系的に整理をしていただくことです。

そのときに、可能であれば他国の法制度を一緒に確認して、他国の法制度であればここが対応できているけれども、日本ではそうではない。仮に日本ではそうではないとして、日本は自主的な取り組みが盛んですので、自主的な取り組みで補っているところがあるのであれば、それを付加したマッピングをしていただいて、その上で、次の議論に展開できればと思っています。

以上です。

○曽我部座長　どうもありがとうございます。

続きまして、尾上委員、お願いいたします。

○尾上委員　音声が途切れ気味なので内容はかぶるかもしれませんが、私も気になっているところは海外の動向で、SNS に関しては、特に 14、15、16 歳辺りの規制が法制度化に乗り出しているところで、国を挙げてきっちり対応しています。特にオーストラリアでは、16 歳未満のそういったものの接続を防ぐために、合理的な措置として事業者に課金をするというようなことまで盛り込んだ内容になっております。

国を挙げての取組がどんどん進んでいる中、国民は賛成しているのですが、最終的にいろいろな法整備、法律の壁といいますか、そういったところが浸透するか、しないかというところの議論が残ると思いますので、これを検討するに当たっての中身はすごく重要かなと感じております。是非ともしっかり若者の声も吸い上げながら、そういったものを検討していただきたいと感じております。

以上です。

○曽我部座長　ありがとうございます。

続きまして、北林委員、お願いいたします。

○北林委員　北林です。

私は 10 年以上ぐらい前にこの検討会で、内閣官房の立場で当時の取組を御説明させていただいたこともありますが、当時、まだスマホが 20%前後の普及、あるいは保有率だったと思いますけれども、検討会の委員の先生方からは、「スマホ対策どうしていったらいいのだろう」という御意見があったということを記憶してございます。

その当時の検討会の委員や事務局の皆さんも随分変わられていますけれども、当時からスマホ、あるいはネットの普及、そして、その活用は随分変わっていますし、社会全体のデジタル化も随分進展しているのではないかと思います。私は、今回から事業者協会という立場で参加していますので、こうした環境変化を踏まえて、これまで検討会でも議論されていると思いますけれども、改めて、この機会をいただきましたのでコメントをさせていただきます。

先ほど、事務局からも御説明がございましたが、携帯電話事業者には青少年インターネッ

ト環境整備法におきまして、契約者又は利用者が 18 歳未満の場合、保護者が不要申出をした場合を除いて、フィルタリングサービスの利用を条件として通信サービスを提供することが義務づけられております。私ども電気通信事業者協会、そして、携帯電話事業者としましては、これまでもフィルタリングサービスの普及啓発に努めてまいりましたし、今後も引き続き尽力してまいりたいと思います。

一方で、近年の青少年におけるスマホ、SNS、アプリケーションの普及に伴って様々なトラブルが顕在化する中で、この検討会での議論もそうだと思いますが、青少年のインターネット利用に関する議論では、フィルタリングサービスによる制限だけではなくて、ICT を利活用してリテラシーを習得することでリスクを回避する方向に議論が変わってきているのではないかと思います。

また、そうした状況の中で、携帯電話事業者の対応だけでは対策が難しい状況となっているということも事実でございまして、青少年及びスマホ、それから、SNS アプリケーションを取り巻く環境の変化に合わせたルールの見直しなど、OS 事業者やコンテンツプロバイダー、つまり CP 事業者など、関係する方々を含めて幅広な取組を御検討いただくことが重要ではないかと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○曽我部座長　ありがとうございます。

木村委員、お願いします。

○木村委員　ありがとうございます。

最初に局長から御挨拶の中にありましたけれども、SNS の闇バイトなどもどんどん低年齢化しているおそれがあると思います。青少年が巻き込まれる危険性は非常に大きくなっていると考えられますので、是非その点も含めて検討していただければと思います。委員のほかの先生方からも今お話がありましたけれども、海外の状況も踏まえて検討していただけるということですので、スケジュールもかなりタイトなようですけれども、是非実のある御議論をいただければと存じます。よろしくお願いいたします。

以上です。

○曽我部座長　ありがとうございます。

続きまして、佐川委員、お願いいたします。

○佐川委員　一般社団法人セーファーインターネット協会の佐川と申します。

当協会は、インターネット関連事業者の皆様に参画いただいている団体でございまして、有害情報対策や悪質 EC サイトの問題など、ネット上の諸問題に対する対策のほか、適切な利用ができるインターネットユーザーの育成を目的に、ユーザー自身のスキルアップや、その指導者となる人材の育成に取組をさせていただいております。

インターネット社会の特性を理解しまして、そこに参画する上で必要なメディア情報リテラシーを育んだり、青少年が自分を律する自律した利用ができるために、必要なアプローチを、情勢を鑑みながら取組を目指しているところでございます。

今回このようにワーキンググループが設置され、こういった問題の検討議論が次のステップに進むものと存じます。青少年を適切に保護し、かつ、よりよい活用がなされるように、少しでも議論にお役に立てればというふうに思っているところでございます。

引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

○曽我部座長　ありがとうございます。

続きまして、執行委員、お願いいたします。

○執行委員　一般的な話になって恐縮ですけれども、今回のワーキングに飯塚さんという大学生の方が加わっていただけるということで、我々世代は、インターネットにつながらないところを経験して、つながる状況になって、つながらない選択ができるような状況ですけれども、初めからつながる状況の若い人たち、自らつながらない選択をすることが難しい、そういう息苦しさもあるかと思いますので、そういうところがより分かる飯塚さんに、いろいろなルールをつくっていく際に、若者の声を吸い上げるというところでは、ワーキングに積極的に関わっていただけるような状況、雰囲気づくりをしていただければと思っております。

もう一つ、このワーキングに公取の方も御参加ですけれども、附帯決議のところにあったスマホソフトウェア競争促進法というところで、ここの検討会でも青少年保護の観点でも検討していき、そこで検討会での議論が進んでいくかと思います。今、オブザーバーで入っておられますけれども、少し違うかもしれないですが、この検討会と同じような青少年保護というような観点で議論がされるところの連携といいますか、意見照会など、そういった可能性は何かあるのかどうか。先ほどお伺いすればよかったのですけれども、お聴きできればと思います。

○曽我部座長　ありがとうございます。

今、執行委員から御質問ということで御発言されましたので、お願いします。

○事務局　執行委員、ありがとうございます。

スマホ新法の関係で公正取引委員会との連携というお話がありましたけれども、こども家庭庁も、公正取引委員会で主催されています関係省庁連絡会議等に参加をさせていただいているところでございまして、緊密に情報交換もしているところでございます。引き続き、このワーキンググループにおける議論も、スマホ新法の施行に生かせるような形で連携をしていければと考えているところでございます。

以上です。

○執行委員　ありがとうございます。

○曽我部座長　では、次にまいりまして、竹内委員、お願いいたします。

○竹内委員　皆さん、よろしくお願いします。

私、話が長いので、短い時間でやるために画面を共有しながらお話を進めたいと思います。

今回、この議論は非常に重要だと思っています。2008 年ぐらいからガラケーで始まった問題が、2012 年、スマホに移ってきた。これが非常に大きくて、今、日本で行われているの

はガラケー対策でやってきたことをスマホ問題に置き換えている、と考えるとわかりやすいと思います。ガラケー問題で、私たちの国は、バカッター等の問題がいろいろ出てきたので、制限禁止の方向で当然ながら動きました。

主流がスマホに移ったのですが、スマホは海外、グローバルなので、ツイッター、Ｘであるとか、TikTok とか、最近はインスタとか、海外事業者が中心なので、日本国内だけでは立ち行かなくなりました。そこで、海外の調査研究をするというのは非常に重要ですけれども、もう一つ重要な視点としては、海外の事業者とどう関わっていくか。その辺りが非常に重要だと思です。

もう一つが、国を挙げて GIGA スクール構想が始まって、小学校１年生から学校で情報端末を使う状況で、ネットを使わないというのはもちろんおかしな話なので、利活用しないといけない。一時は「利活用メインだから、竹内、ややこしいこと言うな。とにかく前進だ」みたいな雰囲気を感じたのですけれども、今、闇バイト、偽・誤情報問題など、放置できない問題が噴出してきて、そうも言っていられない状況になってきた。

しかも、AI が出てきて、フィルターバブルであるとか、エコーチェンバーであるとか、こどもたちの状況も深刻になってきている。テクノロジーが進歩して低年齢化がすごい勢いで進んでいます、昨日、小中高生の話をしたのですけれども、高校生と小学生の状況は全く違います。高校生が小学校の使い方を全然分かっていない状況もあります

大きなポイントは、先ほど言いましたように、海外事業者にどう捕まるかということ。それから、産官学が連携してやっていくということ。それと、縦割り。いろいろな省庁がそれぞれ別々にやって、私も今、総務省、文科省、こども家庭庁、警察庁、いろいろな課題でやっています。それぞれ見えているところが違うので、縦割りを解消してみんなで進めるような、今、そういう方向に進んでいますが、よりそういう方向にしていけばいいかなと感じております。非常に今日の議論、楽しみにしています。

少し長くなりましたけれども、以上です。

〇曽我部座長　ありがとうございます。

続きまして、中川委員、お願いいたします。

御確認いただくことにして、次の方にお願いしましょうか。

中川委員は後ほど御発言いただくこととして、次の松下委員にお願いいたします。

〇松下委員　一般社団法人全国高等学校 PTA 連合会副会長の松下と申します。今、皆さんのお話を大変学び多き時間として聴かせていただきました。

当法人の全国高等学校 PTA 連合会の中にはいろいろな委員会があるのですが、私、ただいま、高校生の健全育成を検討する委員会の委員長もさせていただいております。毎回、全国の地区、そして、県の PTA 連合の会長をされている方と高校生を取り巻く様々な課題に関して共有し、検討・協議をしているところです。

待ったなし感がどんどんどんどん挙がっている課題がたくさんある中で、対応策が見えてこないというのが現実的な状況であります。高校生を巡る諸課題の大元にあるのが、やは

りインターネット、そこから生まれてくるものが多い。保護者として、それに対してどうこどもたちを守れるかといったときに、どうしても毎回同じような議論でこれといった対応策が見えてこない中で、困ったなということを毎回言っているような、情報把握で終わっているような状態です。

それは、例えば情報だったり、SNS の環境の変化のスピードに保護者が追いついておらず、何か起こってから対応しなくてはというところで、後手に回っているところがあるかと思います。今回この検討会やワーキンググループの皆様の御専門の諸先生方や事業体の方の御意見から学ばせていただきながら、諸外国の先進例、成功例などがございましたら、そこに保護者の活動としての事例などがありましたら、是非その辺りも共有させていただき、今後、全国の保護者も、こどもたちのためにできることを具体的に形にできていくことにつながればいいかなと思い、大変期待をしております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○曽我部座長　松下委員、どうもありがとうございました。

中川委員はお話しできる状態にありますでしょうか。

では、中川委員、お願いいたします。

○中川委員　うまく聞き取れませんで、申し訳ありませんでした。

先ほど、竹内委員がおっしゃったことに関連しますけれども、私は専門が学校教育です。今 GIGA スクールが始まって、１人１台端末を小学校１年生からこどもたちは持っています。

先ほどと違った視点で申し上げますと、実はこの端末、ほとんどの地域・学校で教育委員会から貸与されているものですが、実際には、こどもたちが持ち帰って使う地域、学校がとても多いです。そういう意味では、学校だけの問題ではなく、保護者も関わる端末を持ち歩いているということになります。

ですから、ここについて実際にどのような保護が考えられるのか、ルールが考えられるのかということについて、特に中心は文部科学省だと思いますけれども、是非このワーキングでもいろいろと話題として出していただければありがたいと思っています。

以上になります。

○曽我部座長　どうもありがとうございました。

桝田委員は御欠席ということですので、以上、検討会の委員の方々でございました。

続きまして、ワーキンググループの構成員の方に御発言をいただきますが、飯塚委員は本日御欠席ですので、五十音順でまいりますと、最初は櫻井委員ということになりますので、櫻井委員、お願いいたします。

○櫻井委員　櫻井と申します。

私は、広く青少年のインターネットの利用全般というわけではなくて、犯罪被害という視点からこれまで関わってまいりましたので、その実態を少し交えながら、論点の一つということで意見を申し上げたいと思っております。

私が特に申し上げたいのは、こどもへの教育の在り方ということになります。その理由を

これから申し上げたいと思うのですけれども、実態としては４点あります。

１つは、非常にやり取りがカジュアルになってきているということと、被害が繰り返されているということです。今は小学校高学年でも性的画像、動画の送信は本当に簡単に、気軽に行ってしまっています。それから、SNS で知り合った人と対面で会うことに、それほど大きな抵抗感を持っていないというのも私の体感であります。

そして、こういった送信や見知らぬ人に会いに行くという行動が繰り返される、被害が繰り返されているという実態が挙げられるかと思います。

２点目は、性犯罪における手口の巧妙さということです。私のゼミ生も含めまして、アカウントを複数持っているということは、これはよくあることですけれども、犯罪の手口にもこういったことが利用されていて、加害者が複数アカウントを使って、複数人になりすまして、最終的には、自分のところにこどもが手に入る形で脅したり、何か月もグルーミングをするという手口も認められています。

ですので、加害者の手口の巧妙さということもありますが、実際 SNS に書き込みをしたときにも、悪質さが表に出てこない書き込みが、実は犯罪に至っているという問題もあろうかと思います。

３番目は、オンラインゲームの問題で、オンラインゲームは年齢制限がありましても、小学生でも実は家族のアカウントを使えば使えてしまうという問題もあります。チャットを使えば、性別、年齢、出身地、パーソナリティーまで推測しやすくなってしまいます。これからはバーチャルリアリティーに関する性被害もあり得ますし、保護者が分からない形でこどもたちが遊び、見知らぬ人との出会いになってしまう問題もあるかと思います。

最後の４点目ですけれども、ディープフェイクの問題も挙げられるかと思います。先日、韓国でも問題が指摘されていましたけれども、今やセクストーションにおいて、実際に性的な画像を手に入れる必要がなくなっているということがイギリスの報告書でも書かれています。

今申し上げました実態を、全て一足飛びに解決することは非常に難しく、まずはこどもに対して教育をしていかなければならないと思っておりますが、実は教育をする大人のほうに、こどもとの意識の差があり、そこに乖離があるのかなと感じるところもありますので、こどもの共感を得られるような教育をしていく必要があるのではないかと感じております。以上になります。

○曽我部座長　櫻井委員、どうもありがとうございました。

続きまして、中井委員、お願いいたします。

○中井委員　日本ユニセフ協会の中井でございます。よろしくお願いします。

２点、お話しできればと思います。

１つ目は、このワーキンググループが取り組む課題の一つとして、海外事例の検証があると思いますけれども、その中で、ユニセフの立場として、単独の各国事例ということだけではなくて、国際社会としてこの課題にどのように取り組もうとしているのか、取り組んでい

るのかという枠組みも一つ押さえていただければと思います。その部分で、私として微力ながらお手伝いできるところがあるのかなと思って、今回臨んでおります。

先々週、コロンビアでこどもに対する暴力を根絶するための国連の取組の初めての閣僚会合が開かれまして、こども家庭庁からも御参加いただきました。そこでもオンライン上での暴力は大きな課題でしたし、幾つかの、新たなというと語弊がありますけれども、フレームワークが出てまいりました。そこに合わせて、ユニセフとしてもこの課題にどういうふうに取り組むべきかということの、海外のガイドラインみたいなものも出ておりますので、そういったところをワーキンググループの議論の中で共有させていただければと思っております。

それとも関連しますけれども、これは環境整備法の枠組みから出てしまうのかもしれないですが、この問題を捉えるときに、ステークホルダーとして、確か法律では事業者の方々と官の役割が明記されていると思うのですけれども、そこにこどもたち、若者たちというのも入りますし、多くの方が指摘されていますけれども、保護者やキャリアが大きなステークホルダーであるということは今般の会議の中でも出てきた話ですので、そこをどのようにその部分に焦点を当てられるのかというのは、私に与えられた課題の一つでもあるかなと思って聞いておりました。

あと、もう１点だけ。来年は、ビジネスと人権に関する指導原則の国内行動計画を、日本政府として見直しのタイミングになると伺っております。既に行動計画の中でも、こどもの権利とビジネスという部分もある程度の担保はいただいているのですけれども、こどもとインターネット、デジタルの課題というのは、ビジネスでもかなり大きな部分でもあると思うので、それも一つのマイルストーンとして使われる部分かなと思っておりました。

以上です。

○曽我部座長　どうもありがとうございました。

飯塚委員につきましては御欠席なのですけれども、メッセージを預かっておりますので、ここで代読をしていただけるかと思います。事務局からお願いします。

○事務局　事務局、近藤です。

飯塚委員からのメッセージを御紹介いたします。

「学校や家でも利用するインターネットの問題について、友人や高校生たちから聞いたお話、また、私の実体験などがお役に立てればと思っております。こどもたちの生きる未来に焦点を合わせた教育や、利用制限について考えていきたいです」。

このようなメッセージをいただいています。

○曽我部座長　ありがとうございます。

続きまして、省庁から参加の皆様方に一言ずついただきたいと思いますが、こちらは五十音順ではなくて席順ということで、まず、公正取引委員会からお願いします。

○公正取引委員会　公正取引委員会の取組について簡単に紹介させていただければと思います。

私ども公正取引委員会では、デジタルプラットフォームを巡る競争上の問題に対応するために、独禁法違反事件の調査のほかに、実態把握のための調査を実施いたしまして、問題の解消に向けて制度整備を含めた政策的な対応を行うといった取組をしております。最近では、先ほどもこども家庭庁から御紹介いただきましたスマホソフトウェア競争促進法が、今年の６月に成立いたしまして、来年の年末に本格的な施行を予定しておりますが、この法律の施行準備を進めているところです。

この法律については、スマホの利用に必要なアプリストアですとか、モバイル OS、こうしたソフトウェアに関して大規模な特定少数の有力なプラットフォーム事業者による寡占的な状態で、様々な競争上の問題が生じているということを踏まえまして、大規模な事業者を指定して一定の行為を禁止するといった新しい規制を導入して、競争環境を整備していくといった趣旨の法律になっております。

このような新しい規制によりまして、新規参入ですとか、また、プラットフォームを利用する事業者による新しいサービスの提供が促進されていくことが期待される一方、これらの新規参入などに伴いまして、青少年を含めたユーザーがセキュリティーなどのリスクにさらされないように、セキュリティー確保や青少年保護などを図りつつ競争を促進するといった制度設計を行ったところです。

来年末の全面的な施行に向けて、セキュリティー確保や青少年保護などと競争の促進をどのようにバランスさせていくかということを含めまして、具体的なルールを下位法令などによって定めるべく、検討を進めております。この検討に際しましては、公取にも有識者検討会を設置いたしまして、こども家庭庁の検討会の委員を務めていらっしゃいます上沼先生や桝田先生にも御参画をいただいて、この９月から議論をキックオフしたところです。

また、並行しまして、関係省庁連絡会議などを設置しまして、こども家庭庁を含む関係省庁とも連携をしながら検討を進めております。このワーキンググループでも、スマホ新法の施行に関連して、引き続きよく連携をさせていただければと考えております。

よろしくお願いいたします。

○曽我部座長　どうもありがとうございます。

続きまして、警察庁人身安全・少年課からお願いします。

○警察庁生活安全局　警察庁の人身安全・少年課の取組につきまして、御説明をさせていただきたいと思います。

当課では、SNS に起因する事案に係る被害総数を取っておりまして、これは SNS を通じて面識のない被疑者と知り合って、重要犯罪とか性犯罪の被害に遭った児童数ということですけれども、近年、年間で 1,800 人強から 1,700 人弱ぐらいを推移しており、依然として高い水準であると認識しております。

令和５年中の被害児童を学職別に見ますと、中学生と高校生を合わせた被害児童数が全体の 87%強を占めております。また、占める割合は１割程度ですが、小学生が徐々に増加

傾向にあります。なお、小学生は、オンラインゲームをきっかけに被害に遭う割合が、他の層よりも高いという特徴が見られます。

また、児童買春・児童ポルノ禁止法、これは、インターネット上を含めて児童の性的な画像を製造したとか提供したとか、その辺りの行為を禁止している法律ですが、この法律に違反して検挙された者の約半数が10代の若者であるということも重大な問題だと考えており、少年を被害者にも加害者にもしない対策が必要だと考えております。

このような情勢に対し、警察ではSNS等の利用に起因する事犯の取締りであったり、被害防止のための注意喚起・警告などを行ったり、また、事業者による取組の支援をしたり、関係団体・事業者等と連携した広報啓発などを行っております。

取締りの面でインターネット上の児童ポルノ事犯等を検挙するのはもちろんのこと、サイバーパトロール等で児童の性被害につながるおそれのある書き込みを発見したときに、注意喚起や警告のメッセージを投稿するというような取組を推進しております。

また、事業者に対しては、特にSNS事業者に対し、児童被害の情勢や被害傾向等に関する情報提供などを行っております。また、関係機関・団体等と連携して、学校における保護者会、保護者説明会とか非行防止教室などの機会を利用して、インターネットの適切な利用やペアレンタルコントロールの普及に向けた広報啓発を行っております。

先ほどもお話にありましたが、最近はSNS上の犯罪実行者募集情報という、いわゆる「闇バイトの募集」などの問題があります。そこに応募してしまって、強盗などに加担してしまうというのは、少年に限らない話ですけれども、少年も一定数みられております。

こういった点につきましても、引き続き皆様と協力して検討を進めていきたいと思っておりますので、是非よろしくお願いします。

○曽我部座長　どうもありがとうございました。

続きまして、警察庁サイバー企画課の根木様、お願いします。

○警察庁サイバー企画課　警察庁サイバー企画課です。

我々は、青少年のインターネットの適切な利用に関する教育や啓発活動の効果的な推進に必要なサイバー防犯ボランティアの育成支援、あと、インターネットホットラインセンターを活用したフィルタリングの閲覧制限対象の把握や適正化の指導、さらにはインターネットホットラインセンターとサイバーパトロールセンターを運用していまして、違法有害情報の収集と削除依頼の対応推進等を行っております。

先ほど来、出ておりますけれども、闇バイト等大きく報道されているという状況です。青少年がこのような犯罪に加わらないよう、また、青少年が犯罪被害に遭わないよう、犯罪実行者募集情報をはじめとします違法有害情報をサイバー空間から早期に排除していくということで、インターネットホットラインセンターやサイバーパトロールセンターの効果的な運用のほか、関係機関や団体、SNS事業者等と連携しまして、サイバー空間の秩序の維持とかインターネットの安全・安心な利用促進に寄与してまいりたいと考えております。

以上です。

○曽我部座長　ありがとうございます。

続きまして、消費者庁消費者政策課の坂下様、お願いします。

○消費者庁　消費者庁でございます。

消費者庁は、全国各地の消費生活センターに寄せられる消費生活相談情報を活用いたしまして、消費者の保護、契約トラブルの解消等に取り組んでおります。

SNS 相談件数は年間約 90 万件ございまして、もちろん青少年に限らず高齢者も含めて幅広い年齢層でございますけれども、例えばインターネット関係ですと、インターネット通販に関する相談、これは昨年で約 27 万件、SNS 関連の相談は約８万件ということで、年齢層関係なくインターネット上で起きる消費者被害というのは重要な課題だと認識しております。

それから、若者ということですと、幅広くて 15～29 歳のデータですけれども、男女ともに美容ですとかもうけ話、出会い系サイト、アプリといったものの相談が上位で、特に後者の２つ、アプリですとか SNS を介しているものということで、インターネットを巡るトラブルの典型例と考えております。

それから、先ほど委員の方々からお話がありましたけれども、オンラインゲームにつきましては、契約のトラブルという観点でも注目しておりまして、特にこどもの課金のトラブルは増加傾向にございます。こちらも消費者庁として、注意喚起等を行っています。

引き続き、青少年含めて、消費者のトラブルの被害防止に向けて取り組んでまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○曽我部座長　ありがとうございます。

続きまして、総務省情報流通振興課の大澤課長、お願いします。

○総務省　総務省でございます。

委員の皆様方からも御指摘がありましたとおり、我々の現状認識としましては、青少年へのスマホの普及というのはかなり浸透しておりまして、利用者の低年齢化や利用時間の長時間化が進んでおります。今年の９月に基本計画をとりまとめていただきましたけれども、インターネットは危険だからこどもには使わせないという認識から、ICT のリテラシーを向上させ正しく使っていくという利活用の方向が基本ではないかと認識しております。

そうした中で、総務省がこれまで取り組んできたことでございますけれども、整備法や基本計画に基づきまして、大きく２つございます。

１つは、ICT のリテラシーの向上という観点から、例えば無料の出前講座である e-ネットキャラバンやトラブル事例集の作成・公表を行っています。特に近年は、技術や社会情勢の変化をしっかりと見ながら取り組んでおりまして、例えば偽情報、誤情報の流通や、生成 AI にも着目しながら、こういったものに取り組んでいるということでございます。

もう１つは、携帯電話事業者等に対しまして、フィルタリングサービスの提供義務、有効化措置義務が整備法の中で定められておりますので、その履行をしっかりと求めた上で、状況のフォローアップや覆面調査を行い、実態を把握した上で必要な改善を求めているとい

うことであります。また、青少年と保護者に対しまして、フィルタリングの利用率の向上に向けた普及の啓発も併せて行っております。

今日は初回でございますので、少しワーキングにおける検討に当たっての課題意識を申し述べますと、SNS でのいじめや誹謗中傷の深刻化、あるいは悪ふざけのような不適切な投稿、それから、偽情報、誤情報を拡散してしまうといった、情報の発信を契機としたトラブルが増えてきているということが、一つ課題として認識しております。

これはフィルタリングが今の整備法の規律の中心となっているわけでありますけれども、是非このワーキングでは、青少年によるスマホを中心とするインターネットの利用の実態、技術やサービスの動向をしっかりと踏まえた上で、ネットの利用に伴う新たな課題は何なのか、今ネットを利用する青少年に何が起こっているのかということを適切に把握した上で、フィルタリングに頼りすぎないように、どうリバランスができるのかということ、誰に対して何をやっていただくか、どういう役割を担っていくことが必要なのか、といった視点でも対策に目を配っていく必要があるのではないかと考えてございます。

それから、課題意識の２つ目としては、少し視点はずれてしまうかもしれませんけれども、スマホの利用の低年齢化・長時間化という観点からは、幼児等の心身の発達や成育にどのような影響を与えるのかという健康面からのエビデンスも必要になるのではないかと考えております。海外の事例も、仄聞している範囲ではあるのですけれども、そういったものを調査している国もあるようでございますので、その辺りも気になっているということでございます。

総務省としても、この検討会、ワーキングにしっかりと我々の取組などをインプットさせていただきながら、論点整理に貢献していきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○曽我部座長　どうもありがとうございます。

続きまして、法務省刑事課の宮本様、お願いします。

○法務省刑事局　法務省刑事局刑事課の宮本でございます。

法務省刑事局は、刑法、刑事訴訟法を所管するとともに、検察部局を所管している立場にございます。

検察当局の取組としましては、犯罪の被害、犯罪自体の発生を未然に防止するというよりは、発生した犯罪に対して個々の事案に対して対処していくことが役割になっております。その観点から申し上げますと、まさに発生した事案について適切に対処して、適正な科刑を実現していくというところが検察当局の役割となっておりますけれども、法務省刑事局としましては、検察当局に対する適切な情報提供、解析機器を充実したり、研修を実施したりと、そういった形で検察当局の働きをバックアップしているというところになります。

今回のワーキンググループにおいても、現状の課題を適切に把握した上で、検察当局に対する必要な情報提供に務めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○曽我部座長　どうもありがとうございました。

続きまして、同じく法務省の人権擁護局、川副参事官、お願いします。

○法務省人権擁護局　法務省人権擁護局でございます。

法務省人権擁護局では、出先機関となっております全国の法務局を中心に、インターネットの関係では、主に人権啓発活動と人権相談調査救済活動、被害に遭った方の救済の活動という、主に二方面の活動を行っております。

人権啓発活動におきましては、インターネットリテラシーの向上ということで、我々も人権教室等を実施しております。その中で、先ほど低年齢化という話がございましたけれども、主にこれまでインターネット関係の人権教室等は中学生を対象に行うことが多かったところではございますけれども、低年齢化に伴って、より低年齢の方にも分かりやすく学んでいただけるような啓発のやり方を検討しているところでございます。

それから、先ほど申し上げました人権相談と調査救済活動を行っておりまして、主に人権侵害の被害に遭われた、インターネット上でトラブルに遭ったという方の御相談を受けたり、具体的に法務局に助けてほしいうというお話があったときに、その活動をするということをやっております。

青少年に限ったものではございませんが、令和５年度は、インターネットに関する人権侵犯事件の新規救済手続の開始件数は 1,824 件となっておりまして、件数としては高止まりが続いているという状況でございます。人権啓発、それから、調査救済等の現状について、ワーキングにおいても情報提供等させていただければと思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○曽我部座長　ありがとうございます。

次は、文部科学省男女共同参画共生社会学習・安全課の中園課長、お願いします。

○文部科学省　文部科学省の中園でございます。

各委員、特に竹内委員、中川委員、櫻井委員からも御指摘をいただきました。現在、文部科学省におきましては、情報活用能力を学習の基盤となる資質・能力に位置付け、GIGA スクール構想の下、教育の充実を図っているところでございます。

こうした中で、子供たちの情報活用能力の向上についての取組を行いつつ、各委員から御指摘があったとおり、児童・生徒、保護者、そして教員も含めた形で情報活用能力の向上、あるいは意識の啓発等に、さらに取り組んでいくことが求められているのではないかと、先ほどの御指摘を受けて受け止めたところでございます。

具体の取組といたしまして、情報活用能力向上のための教育を進めていくための様々な学習コンテンツでありますとか、実際の授業の実践事例、教員向けの動画コンテンツの開発等を行うとともに、関係省庁において作成されたコンテンツ、今年度においても、警察庁、総務省、こども家庭庁の様々なものを、私ども学校現場のみならず、保護者の方々、そして、社会教育の分野も含めまして、周知などを行っているところです。

こうした取組は、次回以降の中でも御紹介させていただきながら、各委員の皆様方には、

さらに足らざる点であるとか、あるいはもっとここを進めていくべきだといったような御指摘を、是非忌憚のない御意見としていただきたいと考えております。そうした御意見を踏まえて、私どももさらにしっかりと連携して進めていきたいと考えております。

関係省庁の皆様方、今後、様々行われる取組、あるいは、そこでつくられたコンテンツ、そういったものを学校現場や保護者の皆様方に届けるといったことも含めまして、是非密に連携していきたいと考えております。

私からは、以上でございます。

○曽我部座長　ありがとうございます。

では、最後に経済産業省情報経済課の船越様、お願いいたします。

○経済産業省　経済産業省でございます。

取組といたしましては、大きく２点ございます。

１点目は、「春のあんしんネット・新学期一斉行動」に関する普及啓発についてでございまして、こちらの中では、メーカーや e-コマース等の事業者の方々に、青少年を巡るインターネット利用環境に係る現状や課題について御案内をするとともに、あんしんネットに関する普及啓発をお願いしております。各事業者等のウェブサイト等で、ネットの使い方、そして、フィルタリングの設定について御紹介をいただいているところでございます。

２点目でございますけれども、フィルタリングを含むインターネットの適切な利用に向けた教材・資料等の提供でございます。主な目的といたしましては、情報セキュリティー、情報モラルの教育・普及であり、各種セミナーや研修、あるいは学校での授業等に利用できるように、フィルタリングに関する解説を含む指導用の教材、あるいは教材の講義要領といったものをインターネット上で公開しております。

今後も、関係省庁の皆さんとも連携しながら、青少年における安心なインターネットの利用環境の推進に取り組んでまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○曽我部座長　どうもありがとうございます。

以上で、参加者の皆様、構成員の皆様方からの御発言をいただいたというところでありますけれども、最後に、私からも一言申し上げたいと思います。

既に様々な御専門をお持ちの委員の方々、それから、関係省庁の方々から様々御発言いただきましたので、私の話もかなり重なるところもあるのですけれども、私は法律が専門ということで、少し法律面の観点も交えてコメントを申し上げたいと思います。

従来のインターネット上の青少年保護の問題は、犯罪対策でありますとか消費者保護といった観点からも当然なされているわけですけれども、それ以外の部分でいうと、環境整備法、こちらが非常に大きな重要性を持っていると認識しております。

環境整備法は、一つはリテラシーの向上と、有害情報の閲覧を最小化する。とりわけフィルタリングというものを使って最小化していくという、その二本柱を内容としていると承知しております。これも既に御発言があったところですけれども、こうした立てつけ自体が現在の状況に合っていなくなっているのではないかという問題意識を持っておりまして、

先般、親会の検討会でも同じような発言をさせていただいたところでございます。

問題意識としては２点あります。一つはリスクです。青少年に対するリスクが非常に多様化しているということです。法律に書いてあるもの自体は、伝統的なアダルトコンテンツ的なもの、それから、暴力的なコンテンツ等々ですけれども、その後、実際の対策では不適正な出会いが重視されてきたというのは、先ほど警察庁からのコメントにもあったところです。そういったところが主要なリスクとして想定されていたかと思います。

他方で、本日いろいろな方々がコメントいただいたとおり、闇バイトの問題であったり、AI にまつわる様々な問題。それから、依存といいますか、メンタルヘルス面での様々な問題も指摘されておりますし、青少年に対するリスクは非常に多様化しているところがありまして、そういう意味では、フィルタリングだけでは十分でないような印象もございます。

もう一つは、いずれにしても、この問題点はマルチステークホルダーで取り組んでいく必要があるわけですけれども、ステークホルダー間の役割分担、先ほどリバランスという言葉もありましたが、まさにリバランスが必要なのではないかという問題意識です。

現状の環境整備法は、いわゆるガラケーを前提として出来上がっているものでありまして、その後、スマートフォンが普及し、その他様々な端末、VR 端末等々、それから、GIGA スクール端末を含めて様々なものが出てきている中で、現在の法律ですと携帯電話事業者に非常に重い負担が課せられているわけですけれども、それでいいのか、ほかの事業者についてももっと役割を担っていただく必要があるのではないかというようなことも思ったりするわけです。

この２点が問題意識としてあったわけですけれども、その間、今日も御言及がありましたとおり、諸外国では様々新しい立法が最近続々とできているということで、本日の資料も EU の DSA というのがございましたが、オーストラリア、イギリス等々、アメリカも含めて様々な議論が起きていると承知しておりますし、中井委員からは、各国だけではなくて、国際的な動きもあるというような御発言もございました。

こういった国際情勢、あるいは他国の状況も踏まえて、リバランスをしていく必要があるのではないかと思っております。もちろん、現在伝えられております諸外国の法案等々、日本では導入が難しいのではないかというものも多々あるわけですけれども、そういう意味では、単純に外国立法を採り入れればいいというわけではなくて、エビデンスに基づきまして日本の実情に即した対策を考えていく必要があるのではないかと思うところです。

もちろん、この場は法改正を議論する場ではございませんが、今後の議論につなげられるようなしっかりとした論点整理でありますとか、問題認識を示せればよいのではないかと思っていますので、是非とも皆様方には御協力のほどよろしくお願いいたします。

ということで、私からは以上となります。

まだ時間がございますので、残り時間を自由討論といたしたいと思います。冒頭発言では時間制限をお願いしましたので、言い残したことがおありの委員もいらっしゃるかと思いますので、時間の範囲内で是非追加発言がございましたら、オンラインの方は挙手機能を使

っていただいて、対面の方々は適宜お知らせいただければと思います。

では、竹内委員、お願いします。

○竹内委員　よろしくお願いします。

皆さん問題意識を持っておられて、非常に私も感銘を受けました。私も 59 歳になって、もう 60 なので老い先が短いので、皆さんと一緒に、是非こどもたちを守っていきたいと思っています。

時間がないので、端的に３つ言っておきます。

１つは、いろいろなところで言われているように低年齢化していて、先ほど言いましたけれども、２歳で過半数がネット利用している状況。さらに GIGA スクール構想で、小１が学校で情報端末を使っている状況です。就学前を含めた、低年齢層への対策が急務です。

2012 年頃、ガラケー時代にやったインターネットの環境整備、あれは非常によかったです。呈された規制法も非常によかったので成果を上げました。しかし、その後スマホが登場してきて変わってきました。だから、小学生対策として、例えば、その当時から言っていたのですが、こども用 LINE であるとか小学生用のものも、こちらが考えないといけないのではないか。規約でＸやインスタは小学生の利用を禁止していますが、国として検討していく必要があります。

それと、こどもたちはゲームに夢中です。だから、ここにネット問題というときにゲームを入れるかどうか。国内でいうと、任天堂とかガンホーがここにいなくていいのかどうか、それが１つです。

２つ目は、2012 年の頃は、こどもを被害者にしないというのが多かったです。今、警察庁がよく言っておられる、「闇バイト」とか「炎上」とかは、こどもが加害者にもなっています。「こどもたちを守ってあげる」から、「加害者にしない」という方向に変わってきました。

それから、海外事業者、グーグル、アップル、TikTok、メタとかＸとか、YouTube とか、と取り組んでいかなければいけない。中井さんもおっしゃったように、グローバルな問題で日本国内だけでは解決しません。今しきりに海外の話が出ているのですが、私、ウィーン大学の客員研究をしたり、韓国の研究者と共同研究していますが、日本はある意味最先端です。

日本はガラケー時代があったので、ガラパゴスのようにガラケーを使っていたのが、それがスマホに置き換わった。海外では、スマホは、パソコンの代わりです。一日の長は日本にあるので、海外が参考になるというよりも、私たちは私たちで、私たちのこどもを守るために考えていくという方向が必要です。

それぞれが押しつけ合うような状況が、昔は残念ながらありました。親は「学校側の責任」、先生は「親の責任」。それぞれの省庁は、それぞれ違うことをやっています。その辺りは、国を挙げてやっていかないと、日本のこどもたちが大変になってくるのではないかと思うので、低年齢化、加害者、海外事業者、その辺りを是非ともやっていかないといけない。さっき３分しか時間がなかったので、時間があったのでお話ししました。

以上です。
○曽我部座長　どうもありがとうございます。
そのほか、言い残したことのほか、ほかの委員の御発言に対する御質問等々もあろうかと思いますが、いかがでしょうか。
中井委員、お願いします。
○中井委員　ありがとうございます。
今の竹内さんのお話に若干つながりますが。
○曽我部座長　中井さん、今ミュートになっていますか。
先ほども若干不安定な印象があったので、落ちてしまいましたかね。
中井さん、回線が不安定で、今30秒ぐらい聞こえない状態だったのですけれども。
難しいですかね。そうしたら、後ほど文字でいただくような形で。
中井さん、聞こえますでしょうか。今、回線状況が大変悪いようですので、中井さんの御発言は文字で別途。
○中井委員　結構です。大した話ではないので。
○曽我部座長　必要であれば、事務局にお知らせいただければ、ほかの委員に共有するようにいたしますので、よろしくお願いいたします。
そのほか、いかがでしょうか。
○上沼委員　時間があるということだったので、お話をさせていただこうと思います。
先ほど、曽我部座長からもありましたけれども、発信系のトラブルの部分をもっともっと考えていかなくてはいけないかなと思っています。先ほど、OECD のリスク分類ということを申し上げましたけれども、OECD のリスク分類そのものは2021年で古いと思われるかもしれませんが、その中に、例えばアドバンストテクノロジーリスクということで、既にAIに関するリスク等も含まれているので今でも通用するものだと思います。
OECD のリスク分類の中に、例えばコンダクトリスクという、ネット上の青少年の行動による問題というのが入っており、それは、行動(Conduct)による、青少年が加害者になるリスクです。それはほとんどが発信系のもので、画像の発信とか、あるいは、連絡をする個人情報を渡していることによるものです。したがって、発信系のところをどうやって考えていくか。
もともとインターネットはインタラクティブが前提なので、環境整備法が閲覧を制限すると言っているのですと、それはテレビを対象としているものと変わらないのではないかということになりますが、インターネットの特性を考えていく必要があると思っています。その対策として、今何ができていて、何ができていないのかというマッピングがいるのではないかと思っているところです。
是非海外との関係でつくっていただいて、どこが空いているというのを可視化していただきたいと思っているところです。
○曽我部座長　どうもありがとうございます。

確かに環境整備法自体、制定された時期からすると発信するということは考慮されていないので、受信側のリスクが想定されていたのかなと思います。

そのほかいかがでしょうか。よろしいですか。

竹内委員、お願いします。

○竹内委員　時間があるようなので発言したいのですけれども、もう一つ非常に重要なのは、フィルタリングが時代に合わなくなっていると思うのです。昔は、バカッターであるとかエログロをこどもが見るということで受信を制限する、特に高校生の受信を制限するということで高校生対策から始めたのですけれども、今、課題の中心は小学生になってきています。もっと言うと、乳幼児対策も必要です。

お母さんがスマホをこどもに渡すときに、パッとボタン一つでフィルタリングがかかって渡すであるとか、そういうフィルタリングの形を考えていかないといけないと思います。ガラケー時代、ネットスターがKDDIとドコモ、デジタルアーツがソフトバンクのフィルタリングを担当しました。当時安心協とかEMAができましたが、EMAはお金がない等で潰れて、今、フィルタリングはフィルタリング業者に任せきりになっています。

それぞれ携帯事業者とフィルタリング会社が独自でやっているという形になってしまっているので、こどもたち、特に低年齢層を含めたフィルタリング対策というのは、発信にかかるようなフィルタリングとか、受信にフィルタリング、乳幼児対策というところも考えていかなければいけないと思います。

2012 年頃、日本は最先端やと思っていたのですが、あの当時、フィルタリングでガラケーを押さえ込みました。今後も、フィルタリングを押さえ込むとか、発信させないとか、受信させないとかそういうことではなくて、こどもたちを守る、特に小学生とか乳幼児を守るというのが非常に重要です。

YouTubeが、昔YouTube Kidsというのを推奨していたのですが、日本のこどもたちには合わなかった。その辺りを含めた、日本に今合うフィルタリングができないかどうか。これをやるには、フィルタリング会社の人たちもここに入ってこなければいけないと思っています。

今の日本の携帯電話とかスマホのフィルタリングは、ネットスターという会社が半分ぐらい担っています。半分がデジタルアーツですけれども、彼らがフィルタリングで何をしていて、どうやっているのか。容易化、容易化と言ってきましたが、それができない。できないから、グーグルとかアップルのデジタルウェルビーイングですとかパソコンでの操作に頼っているのですが、日本の親御さんがやりやすいように考えていくというスタンスも必要ではないかと思います。

私たちがハンドルできるようなフィルタリングというのを、2012 年当時は一生懸命つくりました。EMAのような第三者機関が、今の時代にあった形で必要です。少し時間が残っていたので発言しました。また検討してください。

以上です。

○曽我部座長　どうもありがとうございます。

そのほか、御発言よろしいでしょうか。

そうしましたら、以上をもちまして議題５を終わりたいと思います。

本日の議題は以上で終了いたしましたが、本日の議事要旨の扱いにつきましては、全部・一部を非公表とする理由はないものと思われますので、原則どおり公表することとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

御異議がなさそうですので、本日の議事要旨は公表するということといたします。

それでは、最後に事務局からお願いいたします。

○事務局　中井委員から、今チャットでメッセージが届いているところですけれども。

○曽我部座長　これは御発言いただいたということにして、議事録に載せていただく。

○事務局　分かりました。

補足（以下、チャットメッセージ）

○中井委員　委員のみなさんには釈迦に説法かと存じますが、ユニセフが長年言ってきていることのひとつに「オンラインとオフラインを分けて考えるな（今を生きるこどもたちにとって、その境界はない）」というメッセージがございます。 もちろん各論的にはオンラインでの話をしなくてはならない部分は多いと思いますが、問題と対策を考える際に、オンラインで起きていることだけを見ていては、という話かと。 竹内さんがおっしゃる日本が先を行っているという部分は、問題も対策の両面で、私も共感します。 各国と日本の法整備状況をどのように評価するかの物差しの一つとして、次回ワーキンググループ前に事務局、委員のみなさまに、We Protect などが出している資料を共有させていただいてもよろしいでしょうか。

では、最後に事務局からでございます。近藤です。

先ほど、議題４の中で、次回に向けた作業依頼の部分をほとんど説明せずに飛ばしてしまっていたのですけれども、一言で言えば、他国の法制度、これは上沼委員から話がありましたけれども、他国の法制度はどうなっているかというのを見た上で、日本でできている部分、できていない部分、この辺をマッピングしていくと、そういったものをやっていきたいと思っているところでございます。

本日、各省庁の皆様からいただいた御発言の中で、各省庁の取組につきましても簡単に触れていただいたところでございますけれども、次回、もう少し詳しいというか、あるいは、最近は闇バイトの話もありましたけれども、トレンドというか、そういったものも踏まえて改めて取組を御紹介いただければと思っているところでございます。どのような形で次回御報告をお願いするかということにつきましては、追って御連絡をさせていただければと思います。

それから、諸外国の取組事例の紹介も、次回やりたいと考えているところですけれども、どういうふうに進めていくかということにつきましては、また皆様と御相談させていただ

きたいと思っています。取り上げる国としましては、欧州、EU、デジタルサービス法、先ほどの資料にも載っておりましたけれども、DSA、それから、アメリカ。アメリカにおきましては連邦法、州法がございます。それから、イギリスにオンライン安全法というのがありますけれども、この辺も取り上げていければと思っているところでございます。

素材ですけれども、EU ですとかアメリカにつきましては、こども家庭庁、これは前身の内閣府時代に行った調査研究などもあるようですけれども、省庁におかれても、過去にこういった調査研究がありますというものがあれば、御協力をいただきたいと思っているところであります。省庁から御発表いただくということは大歓迎でございますが、いずれにせよ、やり方につきましてはまた御相談させていただきたいということでございます。

今後、議論を進めていくに当たりまして、他国の法制度がどうなっているのか。他国の法制度と日本の法制度の比較。日本にできている部分、できていない部分。これは法制度に限らないということと思いますけれども、そういったものを見ていきながら、マッピングをしていきながら、議論を進めさせていただければと思っているところでございます。

以上が、議題４の補足でございます。

最後、事務連絡ということになりますけれども、次回、第２回のワーキンググループは、来年、年を明けて１月頃に行いたいと思っているところでございます。詳細につきましては、追って御連絡ということでよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○曽我部座長　どうもありがとうございました。

次回に向けまして、関係省庁の皆様方に御負担をおかけしますが、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、第１回「インターネットの利用を巡る青少年の保護の在り方に関するワーキンググループ」の合同開催を終了いたします。

皆様、どうもありがとうございました。